



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 38, 2023年8月～9月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年8月～9月）

内容

A: EC、社会および経済活動の維持のための重要なサービスのリストを採択（7月25日）	3
B: 英 PRA、保険会社に対する監督アプローチを公表（7月31日）	4
C: EC、欧州サステナビリティ報告基準を採択（7月31日）	5
D: 豪 APRA、保険リンク証券の利用にかかる見解を表明（8月3日）	7
E: NZ 準備銀行、生命保険セクターのストレス・テストの結果を公表（8月8日）	7
F: 印 IRDAI、リスクベースの資本規制の導入に向けた QIS を開始（8月10日）	8
G: 豪 ASIC、損害保険会社に対して保険金支払い請求の高度化を懇請（8月16日）	8
H: 瑞 FINMA、保険仲介者の規制を強化（8月21日）	9
I: 瑞 FINMA、保険契約の期待リターンの計算における透明性の確保を要請（8月23日）	10
J: 豪 APRA、2023～2024年のコーポレート・プランを公表（8月29日）	10

A: EC、社会および経済活動の維持のための重要なサービスのリストを採択（7月25日）

- 欧州委員会（EC）は、2023年1月16日に発効した「重要な事業体のレジリエンスに関する指令（Critical Entities Resilience Directive：CER）」において定められている11のセクターについて、重要なサービス（essential services）の非包括的なリストを採択した。重要なサービスは、CERにおいて、「極めて重要な社会機能、経済活動、公衆衛生および安全の維持、もしくは、環境にとって重要なサービス」と定義される。
- 今般採択された重要なサービスのリストは以下のとおり。なお、欧州域内の各国は、2026年7月までに、各セクターについて重要な事業体を特定しなければならず、「事業体が一つ以上の重要なサービスを提供していること」が閾値の一つとなる。また、特定された重要な事業体は、そのレジリエンスを高度化するための施策を講じる必要がある。

セクター（サブセクター）	重要なサービス
1. エネルギー（電力、地域冷暖房、石油、ガス、水素）	<ul style="list-style-type: none"> 発電やエネルギー貯蔵
2. 運輸（航空、鉄道、海上、陸上、公共交通）	<ul style="list-style-type: none"> 空港や鉄道インフラストラクチャーの管理および維持
3. 銀行	<ul style="list-style-type: none"> 預金および貸付
4. 金融市場インフラストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> 取引所や清算機関の運営
5. 健康	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスケアや医療サービスの流通、製造および提供
6. 飲料水	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の供給や流通
7. 排水	<ul style="list-style-type: none"> 排水の収集、処理および処分
8. デジタル・インフラストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> インターネット・エクスチェンジ（internet exchange point）サービス、ドメイン・ネーム・システム（DNS）、トップレベル・ドメイン、クラウド・コンピューティングおよびデータ・センターの提供や運営
9. 行政	-
10. 宇宙	<ul style="list-style-type: none"> 地上インフラストラクチャー・サービスの運営
11. 食品の生産、加工および流通	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な工業食品生産および加工、食品サプライチェーン・サービス、ならびに、食品卸売販売サービス

インプリケーション： 欧州委員会は2023年6月に「欧州経済安全保障戦略」を公表し、その中で、インフラストラクチャーの保護を通じた経済安全保障の確保において、CER指令や協議中のサイバー・レジリエンス法（Cyber Resilience Act）が重要な役割を果たすと述べている。社会および経済活動において金融セクターが果たしている役割は非常に大きく、その意味で、今後の各国・地域における経済安全保障等の強化に向けた法規制の動向は注目に値するものと考えられる。

（出所） EC ‘Enhancing EU resilience: A step forward to identify critical entities for key sectors’

B: 英 PRA、保険会社に対する監督アプローチを公表（7月31日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、保険会社の監督に対するアプローチを公表した。PRAは、その中で、主なリスク等について監督上の期待を示している。それら監督上の期待の概要は以下のとおり。

主なリスク等	監督上の期待
ビジネス・リスク	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス・モデルの分析は、PRAの監督アプローチの重要な要素の一つである。PRAは、保険会社のビジネス・モデルの持続可能性に対する脅威を注視する。PRAは、保険契約者や金融システムの安定により大きなリスクをもたらさうる保険会社に対して、より詳細な分析を行う。
経営管理とガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会は、「リスク認識と倫理的な行動」というカルチャーを浸透させるべきである。保険会社は、そうしたカルチャーが適切なインセンティブに組み込まれていることを確保すべきである。
取締役会等の実効性	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、経営陣や職員による過度なリスクテイクにつながるインセンティブを最小化するため、十分な統制を構築すべきである。 • 保険会社は、集团的指向がガバナンス機能を低下させる可能性があることも考慮し、ダイバーシティとインクルージョンの確保に取り組むべきである。
組織形態	<ul style="list-style-type: none"> • 外国の保険会社は、英国において支店形態で活動できるものの、在英支店における責任者を指名し、また、指名された者は、親会社とのコミュニケーションのチャネルとしての役割を果たすべきである。
リスク管理と統制	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、リスク・アパタイトを明確に定めるべきである。また、保険会社は、気候変動の財務リスクにどのように対応しているかを示すことができるべきである。
ORSA	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社のORSAは、事業計画、リスク・アパタイトおよび資本管理計画の間に実効的な関係があることを確保できるものであるべきである。
ソルベンシーと流動性	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、ORSAの一環として、ストレス・テストやソルベンシー評価の枠組みを構築すべきである。また、保険会社およびグループは、ストレス・シナリオに対するマネジメント・アクションを定めておくべきである。 • 保険会社は、重要なデリバティブ・ポジションに関連する流動性リスクを適切に管理すべきである。
オペレーショナル・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社の取締役会は、オペレーショナル・レジリエンスについて明確な説明責任を有するべきである。

インプリケーション：日本の損害保険セクターにおいて顕在化している最近の事象は、英国PRAも指摘している保険会社の経営管理やガバナンス、カルチャー、取締役会の実効性などをあらためて検証する良い機会である。監督当局には、保険会社の経営管理やガバナンスの実効性を十分に検証することが期待されるほか、保険会社には、ビジネス・モデルやこれまでのビジネス関係のあり方を含めた深度ある検証と改善に向けた取組みが求められよう。

（出所） PRA ‘PRA’s approach to supervision of the banking and insurance sectors’

C: EC、欧州サステナビリティ報告基準を採択（7月31日）

- 欧州委員会は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を採択した。ESRSは、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の開示要件の詳細を規定する委任規則（Delegated Regulation）であり、非財務報告指令（NFRD）の適用対象である会社および従業員の数が500人を超えるその他の非EUの大規模上場会社には2024年から、その他の大規模会社には2025年から、また、第三国に本拠を有するEU域内の上場子会社（大規模および中規模会社）の親会社には2028年から、それぞれ適用が開始されることが予定されている。
- 全体に共通する（cross-cutting）要件、ならびに、環境、社会およびガバナンスにかかる要件の概要は以下のとおり（※SおよびGにかかる開示項目の詳細は省略。）。

ESRS 1（一般要件）
<ul style="list-style-type: none"> • ダブル・マテリアリティの原則 • マテリアリティ評価：報告すべき重要な影響、リスクおよび機会の特定 • サステナビリティ・ステートメント：①一般的な情報、②環境に関する情報、③社会に関する情報、④ガバナンスに関する情報
ESRS 2（一般的な開示）
<ul style="list-style-type: none"> • ガバナンス：管理、経営および監督機関（AMSB）の役割（GOV-1）、AMSBに提供される、また、AMSBが対応するサステナビリティ関連の事項（GOV-2）、インセンティブ・スキームへのサステナビリティ関連のパフォーマンスの取込み（GOV-3）、デュー・ディリジェンスのプロセス（GOV-4）、サステナビリティ報告にかかるリスク管理と内部統制（GOV-5） • 戦略：戦略、ビジネス・モデルおよびバリュー・チェーン（SBM-1）、ステークホルダーの利益や意見の勘案（SBM-2）、重要な影響、リスクおよび機会とそれらの事業戦略やビジネス・モデルとの相互関係（SBM-3） • 影響、リスクおよび機会の管理（IRO）：マテリアリティ評価のプロセス（IRO-1）、サステナビリティ・ステートメントにおいて対応しているESRS開示要件（IRO-2） • 指標と目標：指標（MDR-M）、方針と行動の実効性のトラッキング（MDR-T）
環境
<ul style="list-style-type: none"> • ESRS E1（気候変動） <ul style="list-style-type: none"> - ガバナンス：ESRS 2 GOV-3 - 戦略：気候変動の緩和のための移行計画（E1-1）、ESRS 2 SBM-3 - IRO：ESRS 2 IRO-1、気候変動の緩和と適応にかかる方針（E1-2）、気候変動の方針に関する行動とリソース（E1-3） - 指標と目標：気候変動の緩和と適応にかかる目標（E1-4）、エネルギー消費とエネルギー・ミックス（E1-5）、GHG排出量（Scope 1～3）（E1-6）、GHG除去およびカーボン・クレジットを通じたGHG低減のプロジェクト（E1-7）、内部カーボン・プライシング（E1-8）、重要な物理的および移行リスクの財務的な影響と気候関連の潜在的な機会（E1-9）

<ul style="list-style-type: none"> • ESRS E2 (汚染) <ul style="list-style-type: none"> - IRO : ESRS 2 IRO-1、汚染にかかる方針 (E2-1)、汚染に関する行動とリソース (E2-2) - 指標と目標 : 汚染にかかる目標 (E2-3)、大気、水および土壌に生じさせる汚染 (E2-4)、懸念およびより高懸念物質 (E2-5)、汚染にかかる影響、リスクおよび機会の財務的な影響 (E2-6)
<ul style="list-style-type: none"> • ESRS E3 (水・海洋資源) <ul style="list-style-type: none"> - IRO : ESRS 2 IRO-1、水・海洋資源にかかる方針 (E3-1)、水・海洋資源にかかる行動とリソース (E3-2) - 指標と目標 : 水・海洋資源にかかる目標 (E3-3)、水の消費 (E3-4)、水・海洋資源にかかる影響、リスクおよび機会の財務的な影響 (E3-5)
<ul style="list-style-type: none"> • ESRS E4 (生物多様性と生態系) <ul style="list-style-type: none"> - 戦略 : 移行計画、ならびに、戦略およびビジネス・モデルにおける生物多様性と生態系の検討 (E4-1)、ESRS 2 SBM-3 - IRO : ESRS 2 IRO-1、生物多様性と生態系にかかる方針 (E4-2)、生物多様性と生態系に関する行動とリソース (E4-3) - 指標と目標 : 生物多様性と生態系にかかる目標 (E4-4)、生物多様性と生態系の変化にかかる影響の指標 (E4-5)、生物多様性と生態系にかかるリスクおよび機会の財務的な影響 (E4-6)
<ul style="list-style-type: none"> • ESRS E5 (資源の利用と循環経済) <ul style="list-style-type: none"> - IRO : ESRS 2 IRO-1、資源の利用と循環経済にかかる方針 (E5-1)、資源の利用と循環経済に関する行動とリソース (E5-2) - 指標と目標 : 資源の利用と循環経済にかかる目標 (E5-3)、資源のインフロー (E5-4)、資源のアウトフロー (E5-5)、資源の利用と循環経済にかかるリスクと機会の財務的な影響 (E5-6)
社会
<ul style="list-style-type: none"> • ESRS S1 (自社の従業員)、ESRS S2 (バリュー・チェーン内の労働者)、ESRS S3 (影響を受けるコミュニティ)、ESRS S4 (消費者とエンドユーザー)
ガバナンス
<ul style="list-style-type: none"> • ESRS G1 (ビジネス・コンダクト)

インプリケーション：欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、ESRSとISSB基準の相互運用性 (interoperability) について、2023年8月23日のSRB (サステナビリティ・レポーティング・ボード) 会合用の資料において、両者には非常に高い相互運用性があること、他方で、ESRS E1では投融資先のGHG排出量 (financed emissions) にかかる規定がないこと、また、ESRS E1では、GHG排出量の目標の開示をグロス・ベースでのみ求めていることなどの相違があることを指摘している。サステナビリティ開示基準について、国際的な相互運用性の確保が進展するものと推察される。

(出所) EC 'The Commission adopts the European Sustainability Reporting Standards'

D: 豪 APRA、保険リンク証券の利用にかかる見解を表明（8月3日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、すべての損害保険会社に対し、再保険規制と保険リンク証券（ILS）の利用にかかる見解を示した。その主な内容は以下のとおり。
 - APRAの監督基準は、保険の集中リスク量（ICRC）の計算に際し、損害保険会社がCATボンドやその他の保険リンク証券（ILS）などの代替的な再保険取引を利用することを認めている。ILSの発行を検討している保険会社は、その実行可能性やICRCへの潜在的な影響を議論するため、認可申請に先んじてAPRAと協議すべきである。
 - APRAは、その監督基準（資本の十分性にかかる健全性基準GPS 166：保険集中リスク量）において、伝統的な再保険の利用をより好むとしている。他方で、保険会社は、その実用性や適切性を説明した上で認可を受ければ、CATボンドやその他のILSも利用できる。
 - APRAは、再保険の規制が目的適合的であることを確保するため、2023年から2024年の上半期にかけて、健全性規制における再保険の規定のレビューを行うことを計画している。

インプリケーション：多くの国・地域において大規模な自然災害が多発している中、保険会社による保険リンク証券の利用がさらに高まる可能性も想定される。それに伴い、監督当局によるモニタリングもより一層重要になってくるものと考えられる。

（出所）APRA ‘APRA releases reminder on the use of alternative reinsurance arrangements’

E: NZ 準備銀行、生命保険セクターのストレス・テストの結果を公表（8月8日）

- ニューゼaland準備銀行（RBNZ）は、生命保険会社を対象に実施した最初のストレス・テストの結果を公表した。その概要は以下のとおり。なお、次回のストレス・テストは2024年上半期に開始される予定。

対象	<ul style="list-style-type: none">大規模な生命保険会社5社（保険料収入ベースで同国の生命保険セクターの75%以上を占める。）。
目的	<ul style="list-style-type: none">甚大で、しかしながら、生じ得るストレス・シナリオに対する大規模な生命保険会社の（特にソルベンシーの観点からの）レジリエンスを評価すること。業界およびRBNZにおけるストレス・テストのケイパビリティの向上を図ること。将来のストレス・テストに向けた枠組みを構築すること。
シナリオ	<ul style="list-style-type: none">経済ショック：<ul style="list-style-type: none">経済成長の鈍化（失業率が9.3%まで上昇）RBNZのターゲットを上回るインフレ率債券金利の200pb上昇、BBB格の社債の信用スプレッドが最大で400bp住宅価格40%、株価30%下落保険ショック<ul style="list-style-type: none">Year 1：COVID-19の長期化により死亡率および罹患率が上昇。就業不能所得補償の保険金支払いの増加と解約の減少。Year 2：罹患率、就業不能率がそれぞれ上昇。Year 3：新たなパンデミックが発生。

	<ul style="list-style-type: none"> • その他：グローバル経済の悪化により、再保険会社の格付がYear 2に2ノッチ低下。新たなパンデミックにより、再保険会社の格付がさらに2ノッチ低下。
結果	<ul style="list-style-type: none"> • Year 3のソルベンシー・マージン（SM：実際のソルベンシー資本と最低ソルベンシー資本の差額。規制上、その額がゼロより大きいことが求められる。）は、経済ショックで4%（ベース・ケース対比）、保険ショックで50%（同）それぞれ低下。 • 規制上のSMに抵触した保険会社は無かったものの、数社は、経営管理上のSMに抵触し、軽減措置の発動に至った。

インプリケーション：ニュージーランド準備銀行が実施したストレス・テストは、例えば、日本においてトップダウンのストレス・テストを行う際のストレス・シナリオの検討などの観点から参考になるものと考えられる。

（出所）RBNZ ‘First RBNZ life insurance stress test shows industry well placed to withstand severe shocks’

F: 印 IRDAI、リスクベースの資本規制の導入に向けた QIS を開始（8月10日）

- インド保険規制開発庁（IRDAI）は、すべての保険会社に対して通達を発出し、インドにおけるリスクベースの資本規制の枠組みの導入に向けて、最初の定量的影響度調査（QIS1）を行うことを通知した。保険会社は、2023年3月末を基準日として、別途提供される技術的ガイダンスに基づき影響度調査を行い、その結果を2023年11月末までにIRDAIに提出しなければならない。

インプリケーション：QIS1の仕様書は公表されていない様であり、影響度調査の結果等が適時に公表されることが期待される。

（出所）IRDAI ‘Technical Guidance in respect of Indian Risk Based Capital Framework – Quantitative Impact Study-1’

G: 豪 ASIC、損害保険会社に対して保険金支払い請求の高度化を懲憑（8月16日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、損害保険会社を対象として、火災保険（home insurance）の保険金の支払い請求にかかる実態調査を実施した。その背景には、2022年1月の会社法（Corporations Act）の改正により、保険金の支払い請求の処理と支払いサービスを提供する者がオーストラリア金融サービス（AFS）の免許を受けることを求められることとなり、保険金の支払い請求を効率的に、誠実に、かつ、公正に行うことが義務付けられたことがある。
- 同調査の結果特定された改善を要する分野と保険会社に求められる対応の概要は以下のとおり。

改善を要する分野	損害保険会社に求められる対応
より良いコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、消費者を混乱させないよう、明確で、積極的で、かつ、透明なコミュニケーションを心がけなければならない。保険会社は、保険金支払い請求の状況や処理にかかる決定について、今後のプロセスを含め、消費者に対してより主体的に情報を提供すべきである。
より良いプロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、保険会社が指定する（評価者や修理業者等の）サードパーティを適切に監督し、消費者のために保険金支払い請求のプロセスを管理しなければならない。それには、保険契約者の自宅を訪問する評価者や取引業者の目的、注文およびタイミングについて消費者に通知することが含まれる。

より適切な苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、保険契約者の不満に適切に対応しなければならない。保険会社は、保険契約者が示す不満を早期に検知し、適切に対応できるよう、職員が訓練されていることを確保しなければならない。
弱い立場にある者に対するより良い対応	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、弱い立場にある消費者を認識するとともに、自らのサービスをそれらの者に適したものとなるよう対応しなければならない。
十分なリソースの確保	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、保険金の支払い請求の処理および紛争の解決に十分なリソースを確保しなければならない。

インプリケーション：記事H、Iでとりあげたスイスの事例も含め、主要国でコンダクト関連の規制・監督が強化されていることは注目に値する。

（出所）ASIC ‘ASIC review finds insurers can and should improve claims handling’

H: 瑞 FINMA、保険仲介者の規制を強化（8月21日）

- スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）は、改正保険監督法（ISA）と同施行令が2024年1月に発効することを受け、保険仲介者の監督要件等を示したガイダンスを公表した。改正ISAの下では、すべての保険仲介者がFINMAの監督に従うこととなる。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

2023年末までに必要な対応	<ul style="list-style-type: none"> 営む業務の明確化：保険仲介者は、現在行っている、もしくは、今後行うことを予定している業務が保険の仲介に該当するものであるか否かを明確にする。（保険仲介者には、電子媒体のみを用いて保険の募集を行う者が含まれる。） 営業形態の明確化：保険仲介者は、保険会社の代理（tied）か独立か（untied）を明確にしなければならない。（代理か独立かによって服する規制が異なる。） 登録のアップデート：独立保険仲介者は、2023年12月15日までに、FINMAに登録している情報を更新しなければならない。（2024年1月以降、代理保険仲介者は、保険仲介者の公開登録のリストには掲載されない。）
2024年1月以降の主な規制	<ul style="list-style-type: none"> 誠実なビジネス・コンダクトの確保：保険仲介者は、保険監督法（ISA）に定める要件に従い、適切な業務の運営を確保しなければならない。 コーポレート・ガバナンス：保険仲介者は、コーポレート・ガバナンスに関する最低限の要件を満たさなければならない。 専門職業人賠償責任保険：保険仲介者は、専門職業人賠償責任保険を有していなければならない。 情報提供の義務：保険仲介者は、自身およびその業務の運営にかかる情報を保険契約者に対して提供しなければならない。 適格な（qualified）保険の提供：保険仲介者は、保険契約を締結する際、保険契約者の知識やニーズを確認した上で、推奨する適格な保険商品にかかる情報を保険契約者に提供しなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> • 利益相反等の回避：保険仲介者は、利益相反を特定し、回避するため、適切な統制を設けなければならない。 • 手数料の開示：独立保険仲介者は、顧客に対して、保険会社等から受け取る手数料を開示しなければならない。
--	---

インプリケーション：スイスにおいて保険仲介者の規制が強化されることとなり、今後のFINMAがどのような監督アプローチを採っていくこととなるのか、興味深い。

(出所) FINMA 'FINMA guidance on insurance intermediation: important next steps'

I: 瑞 FINMA、保険契約の期待リターンの計算における透明性の確保を要請 (8月23日)

- スイス連邦金融市場監督機構 (FINMA) は、生命保険会社に対して、ユニットリンク型の保険および伝統的な生命保険にかかる期待リターンの計算について、その透明性を確保するよう要請した。
 - 保険会社には、ユニットリンク型の保険および伝統的な生命保険について、将来の資本市場にかかる3つのシナリオ (好況、平均的および不況) の下での期待リターンおよびリスクを提示すること (サンプル計算) が求められている。
 - FINMAは、保険会社が保険契約の締結時に提供しているサンプル計算について調査した結果、以下の様な不適切な実務が行われていることを認識した。
 - 90%超のサンプル計算は非常に楽観的な結果を示している。例えば、不況シナリオにおいてすら、リスク・フリー金利をはるかに上回るリターンが期待できるとの計算結果を示していた。
 - ユニットリンク型の保険について、解約返戻金や満期返戻金にかかる保険契約者からの苦情によると、払込み済み保険料の50%近い損失を被っている保険契約者も存在する。
 - 2024年1月から施行される改正保険監督法 (ISA) および保険監督施行令 (ISO) は、サンプル計算における透明性の確保を求めている。保険契約者が適切な情報に基づき意思決定できるよう、保険会社にはより一層の取り組みが求められる。

インプリケーション：記事H、Iとも、FINMAがマーケット・コンダクトの監督に注力し始めたことを示唆するものであると考えられる。欧州における関連する規制とのハーモナイゼーションなど、スイスにおける保険規制・監督の動向は注目に値する。

(出所) FINMA 'FINMA examines life insurers' sample calculations'

J: 豪 APRA、2023～2024年のコーポレート・プランを公表 (8月29日)

- オーストラリア健全性規制庁 (APRA) は、監督上の優先課題等を示した2023～2024年のコーポレート・プランを公表した。同プランの主な内容は以下のとおり。

主要な課題と 対処方法	<ul style="list-style-type: none"> • 金融システム全体のリスク：金融セクター横断的なストレス・テストの枠組みを構築するとともに、金融システムの安定性を脅かすリスクを低減するためにマクロプルデンシャル・ツールを用いる。 • オペレーショナル・レジリエンス：サイバー・レジリエンス、危機管理およびオペレーショナル・リスク管理の実務により一層焦点をあてる。
------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連の財務リスク：損害保険会社に対して気候脆弱性評価を行い、また、気候リスクをAPRAの監督アプローチに取り込む。
主な目標	<ul style="list-style-type: none"> ①金融機関の安全性とレジリエンスの保護、②金融システムにおける信頼と安定の促進、③良い金融上の成果を達成するためのコミュニティの支援、の3つ。
保険セクターの重点項目	<ul style="list-style-type: none"> 再保険が目的適格的であることを確保するため、再保険に対する健全性規制のレビューを行い、損害保険会社が直面している再保険市場における課題に対応する。 特に、ガバナンス、戦略、商品設計およびデータに関連する健全性規制上の期待の観点から、生命保険会社が提供する個人向けの就業不能保障保険の持続可能性を注意深くモニターする。 外部委託される重要な機能にかかるサイバー・レジリエンスやサードパーティ・サプライヤーのリスクを中心に、私的健康保険会社のオペレーショナル・レジリエンスに対する監督上のフォーカスを強化する。

インプリケーション：オーストラリアの保険セクターにおいては、再保険、気候関連の財務リスク、オペレーショナル・レジリエンスが優先課題であると考えられる。同国に拠点を有する日本の保険会社には、特に後者二つについて、グループ・ベースで対応を進めて行くことが期待されていると思料される。

(出所) APRA 'APRA responds to emerging risks in 2023-24 Corporate Plan'

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301